

「水道料金収納業務等の共同発注に関する協定」の概要

豊橋市・豊川市・湖西市は、令和7年度開始の水道料金収納業務等の委託について、業務方法やシステム機器などの共同化を行い、同一の受託事業者と共に発注します。発注は共同で行いますが、受託事業者との契約は各市が個別に行います。

令和5年4月27日に締結した「水道料金収納業務等包括業務委託の共同発注に関する基本協定」は、共同発注を実施するための基本的事項・方向性を定めたものです。

今回の協定は、基本協定を踏まえて三市で協議した結果、共同発注を実施するための具体的な実施方法などを定めたものです。

1 共同発注する時期

令和6年度

2 収納業務等の共同実施期間（委託期間）

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 収納業務等の執務場所

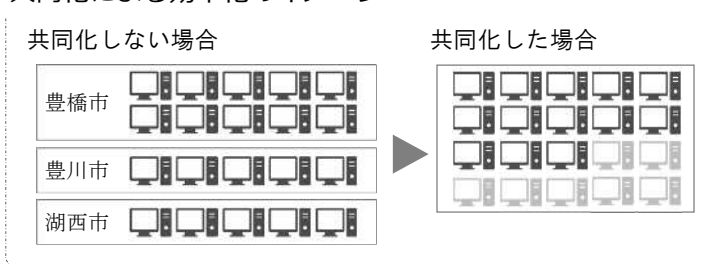
豊橋市上下水道局庁舎内（豊橋市牛川町字下モ田29番地の1）に、三市の執務場所を集約します。

ただし、業務の一部（メーター管理など）は、豊川市一宮庁舎、湖西市役所庁舎及び湖西浄化センターで行います。

4 共同化する収納業務等の範囲（主なもの）

- (1) 受付・収納業務
- (2) 検針業務
- (3) 開閉栓業務
- (4) メーター管理・受付業務
- (5) 滞納整理に関する業務
- (6) 電子計算処理業務

共同化による効率化のイメージ



5 費用負担の方法

主に、各市の給水戸数割合により算出します。

共同発注とは…

水道事業が抱える課題として「事業効率の向上」「人材確保」「お客様サービスの向上」「持続可能な水道経営」などがあります。

共同発注は、複数の事業者が業務を共同化して、同一の受託事業者と共に発注することでスケールメリットを創出する、広域連携の推進により課題解決を図る手法の一つです。